

# ( 写 )

2 消安第 6383 号  
令和 3 年 3 月 26 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

## 魚病対策の的確な実施に向けた取組等について（通知）

農林水産省では、養殖業の成長産業化のため、令和 2 年 7 月に「養殖業成長産業化総合戦略」を策定し、持続的な養殖生産の推進のため、養殖業者と都道府県の水産試験場や獣医師との連携を図るとともに、魚病に詳しい獣医師の養成、「かかりつけ獣医師」体制の構築等により、養殖魚の迅速な診療体制の確保に取り組むことを位置付けたところである。

具体的には、養殖業者、獣医師、魚類防疫員、魚類防疫協力員等の関係者による情報共有体制の構築、「かかりつけ獣医師」を確保することの推奨、獣医師、魚類防疫員等の関係者が迅速かつ的確な魚病対策を担うためのスキルアップなどの機会の提供等が必要と考える。

今般、迅速かつ的確な魚病対策の実現のために必要な取組を下記のとおり取りまとめたので、貴都道府県におかれては、関係者間の情報共有体制を構築いただくとともに、養殖業者、獣医師、魚類防疫員、魚類防疫協力員等の関係者へ周知徹底するよう、御協力いただきたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 情報共有体制の構築

(1) 水産試験場等の都道府県の魚病対策を担う組織を中核とし、養殖業者、獣医師、魚類防疫員、魚類防疫協力員等の関係者間において、以下の事項を始めとする魚病対策に必要な情報の共有を行う体制（以下「情報共有体制」という。）を構築するものとする。

なお、関係者の氏名、連絡先等を整理した連絡体制図を作成、共有するなどして、体制の見える化を図ることが望ましい。

ア 養殖業者は、過剰投薬防止、周辺養殖場への影響低減等の観点から、獣医師が交付した「出荷制限期間指示書」（動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成 25 年農林水産省令第 44 号）別記様式第二号の出荷制限期間指示書をいう。）の写しを都道府県に提出すること。

イ 都道府県は、獣医師の求めに応じて各都道府県の魚病対応方針、取組状況等、魚病対策に取り組むに当たって必要な情報を提供すること。

(2) 情報共有体制の運営に際して、関係者が以下の取組を行うよう配慮されたい。

ア 都道府県は、養殖業者に対して、畜水産安全管理課水産安全室長から別途送付する獣医師リスト（以下単に「獣医師リスト」という。）の活用を推奨するとともに、魚類防疫員、魚類防疫協力員等との連携を指導すること。

イ 養殖業者は、普段から養殖場の状況、水産動物の健康状態等の把握に努めるとともに、関係者に対して情報提供に努めること。更に、自らが診療を依頼する獣医師に対して、魚類防疫員、魚類防疫協力員等との情報共有を促すこと。

ウ 獣医師は、必要に応じて、養殖業者のみならず、魚類防疫員、魚類防疫協力員等からも広く診療に必要な情報を入手するなど、関係者との連携に努めること。特に、獣医師リストに掲載されていない獣医師にあつては、医薬品の過剰投与等を防止する観点から、適用外使用に係る医薬品の情報の共有等を積極的に行うこと。

## 2 かかりつけ獣医師体制の整備

養殖業の成長産業化のためには、衛生管理、低密度飼育等、予防も含めた複数の措置を組み合わせた魚病対策を推進することが重要であり、魚類防疫員、魚類防疫協力員等による助言、指導等に加えて、今後、獣医学的知見を持った獣医師が参画することが期待される。具体的には、養殖業者が一定時間内に診療を受けることができるとともに、日常的に相談ができる相手先として連絡先を確保した獣医師（本通知において「かかりつけ獣医師」という。）の設定が効果的と考える。

このため、都道府県におかれては、獣医師リストも活用しつつ、養殖業者が各自のかかりつけ獣医師を設定し、その連絡先を確保するよう働きかけられたい。

また、かかりつけ獣医師の設定に際して、養殖業者が、以下の取組を行うよう指導されたい。

(1) かかりつけ獣医師となることについて、当該獣医師の承諾を得ること。

(2) 魚類防疫員、魚類防疫協力員等にかかりつけ獣医師を設定した旨を情報共有すること。

(3) かかりつけ獣医師の連絡先について、従業員を含め養殖場の関係者の目につくところに記載しておくなどその取扱いに留意すること。

## 3 関係者のスキルアップ等

情報共有体制が効果的に機能し、迅速かつ的確な魚病対策が実施されるためには、養殖業者、獣医師、魚類防疫員、魚類防疫協力員等の関係者が、最新の魚病に関する知見を修得するなどのスキルアップの機会を提供されることが重要である。

このため、都道府県におかれては、獣医師、魚類防疫員、魚類防疫協力員等に対して、

(1) 農林水産省が開催する研修会等への参加の働きかけ

(2) 獣医師団体が開催する研究会等への参加の働きかけ

を行うとともに、必要に応じて自ら研修会を企画し、養殖業者、獣医師、魚類防疫員、魚類防疫協力員等の関係者の参画を促すこととされたい。

なお、魚類防疫員、魚類防疫協力員等の人員確保、配置等について、地域の状況を踏まえ適切に対応されたい。